

島尻地区小学生バレーボール連盟専門委員会細則

(目 的)

第1条 本細則は、島尻地区小学生バレーボール連盟（以下島尻地区小連という）規約
第15条第4項により専門委員会細則を定めることを目的とする。

(各委員会)

第2条 各委員会は下記の通りとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 倫理委員会

(事業計画)

第3条 各委員会は、年度毎に事業計画を立案し、役員会に提出し、総会で承認を得て、これを施行する。

(構 成)

第4条 各委員会は、委員長1名、副委員長2名以内をもって構成する。

(事 業)

第5条 各委員会の事業は次の通りとする。

- (1) 総務委員会
 - ① 各大会の各種依頼文書作成
 - ② 大会申し込み受付（受付チーム数を競技委員会へ報告する）
 - ③ 各大会の文書作成・発送
 - ④ 島尻地区小連主催の大会会場確保（会場数は競技委員会から入手）
 - ⑤ 大会の受付（代表者会議及び大会当日）
 - ⑥ 大会会場内の管理、各種掲示や放送に関すること
 - ⑦ 大会中の来賓、役員の接待と救護に関すること
 - ⑧ 総会、役員会、理事会の開催準備と会議議事録の作成保管（書記）
 - ⑨ 総務に関する備品、消耗品、事務文具等の調達・管理
 - ⑩ 定期総会の資料作成
 - ⑪ 島尻地区小連行事に関する写真撮影・収集保管
 - ⑫ 開会式・閉会式、式典及び表彰式に関すること
 - ⑬ 他の委員会に属さない業務

(2) 競技委員会

- ① 各大会の年間行事計画立案
- ② 各大会の日程調整及び体育館の使用調整
- ③ 各大会競技に関する文書の作成（総務に提出）
- ④ 広報に関すること（組み合わせ・結果報告）
- ⑤ 大会競技に関すること
- ⑥ 代表者会議の開催
- ⑦ 大会会場の点検及び競技用具類の点検・準備
- ⑧ 大会当日の選手のメンバー表のチェック
- ⑨ 大会記録作成保管
- ⑩ 競技部関係備品の管理保管
- ⑪ 各コート責任者及び運営委員の手配
- ⑫ 大会競技申し合わせ事項の作成
- ⑬ 大会組み合わせ表の作成（参加チーム数は総務委員会より入手）
- ⑭ 大会使用会場数の決定（総務委員会へ報告）
- ⑮ その他競技に関すること

(3) 審判委員会

- ① 審判員の指導育成
- ② 大会審判員の手配及び審判割り当て表の作成
- ③ 競技会場の点検と審判用具類の点検・準備
- ④ 大会使用球の確認
- ⑤ 審判講習会に関する事業計画の作成及び実施
- ⑥ 試合前の審判員及び補助員とのミーティング・指導
- ⑦ その他審判に関すること

(4) 倫理委員会

- ① 倫理に関する広報・普及
- ② 倫理委員会の構成員は会長、副会長、理事長とする
- ③ その他倫理に関すること

この細則は、平成26年4月1日から施行する。